

# 第1回 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会

日時：令和 5年10月24日（火）午前 9時30分～

場所：大分東部公民館 大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨拶

大分市教育委員会 教育長 佐藤 光好

### 3 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会について

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| (1) 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱 | 資料 1 |
| (2) 委員自己紹介                  | 資料 2 |
| (3) 委員長、副委員長の選任             |      |
| (4) 検討委員会における検討の進め方         | 資料 3 |

### 4 中学校部活動地域移行の制度理解について

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 | 資料 4 |
| (2) 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言 | 資料 5 |

### 5 大分市立中学校の部活動の現状について

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| (1) 生徒数の推移等               | 別紙資料<br>資料 6 |
| (2) 大分市立中学校部活動一覧（運動系、文化系） | 資料 7         |
| (3) 大分市立中学校部活動支援制度の現状     | 資料 8         |

### 6 地域移行のあり方について

- |                    |      |
|--------------------|------|
| (1) 部活動地域移行の方策について | 別紙資料 |
|--------------------|------|

### 7 その他

### 8 閉 会

※次回開催予定 日時：令和5年11月14日（火）10:00～

場所：調整中

## ■ 配付資料

資料 1	大分市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱
資料 2	委員名簿
資料 3	検討委員会日程（案）
資料 4	スポーツ庁 提言の概要
資料 5	文化庁 提言の概要
資料 6	生徒数の推移等
資料 7	大分市立中学校部活動一覧（運動系、文化系）
資料 8	大分市立中学校の部活動支援制度の現状

## ■ 基礎資料（ファイル）

参考資料 1	運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言（スポーツ庁）
参考資料 2	文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言（文化庁）
参考資料 3	「未来のブカツ」ビジョン（経済産業省）
参考資料 4	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについて
参考資料 5	大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針
参考資料 6	大分市立中学校部活動ガイドライン

## 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

## (設置)

第 1 条 大分市立中学校における部活動の地域移行に向けた今後の部活動の在り方や方向性等について幅広い分野からの意見を求めるため、大分市立中学校部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、大分市立中学校における部活動の地域移行に向けた今後の部活動の在り方や方向性等について検討し、その結果を教育長に報告する。

## (組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は教育委員会が任命する。

- (1) 部活動に識見を有する者
- (2) 地域のスポーツ団体及び文化団体代表
- (3) 保護者代表
- (4) 中学校の教職員代表
- (5) 市の職員
- (6) その他教育長が必要と認める者

## (参画依頼等の期間)

第 4 条 委員の参画依頼等の期間は、参画依頼又は任命の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第7条 第2条に掲げる事項の調査研究、調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第1に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、体育保健課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、幹事長がその議長となる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事がその職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (作業部会)

第8条 第2条に掲げる事項に係る資料の作成等を行うため、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事会がその所属する課の職員のうちから指名する者を部会員として組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。この場合において、部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して会議を開くことができる。

### (報奨金等)

第9条 委員に対する報奨金等は、予算の範囲内で、教育長が決定し、これを支払うことができる。

### (庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育部体育保健課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。

別表第1（第7条関係）

スポーツ振興課長、文化振興課長、教育総務課長、学校教育課長、学校施設課長、

体育保健課長

**大分市立中学校部活動地域移行に係る検討委員会  
委員名簿**

		区分	役 職 名	委員氏名
1	委員	学識経験者	日本文理大学 教授	竹田 隆行
2	委員		大分市スポーツ推進委員協議会 会長	川野 洋二
3	委員	スポーツ団体	大分市スポーツ少年団 副本部長	石橋 紀公子
4	委員		大分市総合型クラブ連絡協議会 会長	森 慎一郎
5	委員		大分市総合型地域スポーツクラブ わいわい夢クラブクラブマネージャー	久土目 弘美
6	委員		大分市柔道連盟 事務局長	佐藤 誠
7	委員	文化団体	大分県中学校文化連盟 大分支部事務局長	野村 アイ子
8	委員	保護者関係	大分市 PTA 連合会 会長	平本 泉
9	委員	教職員代表	大分市中学校校長会	植木 龍典
10	委員		大分市中学校体育連盟 会長	平田 勝久
11	委員		大分市文化連盟 会長	村上 重行
12	委員		大分市立上野ヶ丘中学校 教諭	後藤 真一郎
13	委員	指導者	大分市立南大分中学校 外部指導者	石川 展久
14	委員		大分市立上野ヶ丘中学校 部活動指導員	伊藤 喜美子
15	委員	行政関係	大分市教育委員会 教育部長	高田 隆秀
16	委員		大分市企画部長	吉良 昌昭

## 「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会」日程（案）

### ○検討の目的

中学校の部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、スポーツや文化活動等を行うことで様々な教育的意義がある。一方で、今後の生徒数減少の加速化や教員の働き方改革の観点から、地域の多様な主体による持続可能な活動を構築し、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備する必要がある。こうした点を踏まえ、大分市の中学校部活動の地域移行のあり方を検討する。

回	日程（案）	検討内容（案）
1	R5.10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部活動検討委員会発足</li> <li>○委員、趣旨、日程の確認</li> <li>○大分市の部活動の現状と部活動地域移行の方策について</li> </ul>
2	R5.11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域移行する前の休日の部活動の在り方について</li> <li>○地域クラブ活動への移行の在り方について</li> <li>○アンケート内容について（児童生徒、保護者、教職員）</li> </ul>
3	R6.2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アンケート結果と地域クラブ活動への移行の在り方について</li> <li>○他都市の状況について</li> <li>○指導者の在り方について</li> </ul>
4	R6.5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移行後の運用に関する課題の検討</li> <li>○実施可能な部活動の確認</li> <li>○方針（素案）の検討</li> </ul>
5	R6.7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方針のまとめ</li> <li>○方針（案）の検討</li> <li>○部活動地域移行の方向性について</li> <li>○現状と課題の整理</li> </ul>

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要 資料4

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象 スポーツ庁

運動部活動の  
意義と課題

**意義**

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成。

**課題**

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減。出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

目指す

**これまでの対応**

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途  
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を確認し、更なる改革を推進

○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間

進捗状況を確認し、更に改革

R5 R6 R7 R8

- ・ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進
- ・計画の策定・実施
- ・公的な支援

課題への対応

<b>新たなスポーツ環境</b>	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	<b>大会</b>	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
<b>スポーツ団体等</b>	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討	<b>会費や保険</b>	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
<b>スポーツ指導者</b>	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	<b>学習指導要領等</b>	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から何える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
<b>スポーツ施設</b>	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を終了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。



# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】



スポーツ庁

## ○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

## 【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。</li> <li>中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。</li> </ul>
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。</li> <li>教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。</li> <li>部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。</li> <li>希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。</li> </ul>
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。</li> <li>スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。</li> <li>施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。</li> </ul>

現状と課題		求められる対応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。</li> <li>・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。</li> <li>・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。</li> <li>○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。</li> <li>○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。</li> <li>○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。</li> </ul>
会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。</li> <li>・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。</li> <li>○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。</li> </ul>
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。</li> <li>○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。</li> </ul>
関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直ししていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。</li> <li>○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。</li> <li>○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。</li> </ul>

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。

（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

# 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要 資料5

※公立中学校等における文化部活動を対象

文部省

文化活動の意義と課題	意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。</li> <li>○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。</li> </ul>	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 &lt;生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人&gt;</li> <li>○休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。 &lt;土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に増増&gt;</li> <li>○地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。</li> </ul>
	これまでの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める</li> <li>○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る</li> <li>○中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘</li> </ul>		
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。</li> <li>○文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。</li> <li>○地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）</li> </ul>			
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする</li> <li>○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途 (合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)</li> <li>○平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進</li> <li>○地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む</li> <li>○地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識</li> </ul>			
課題への対応	新たな文化芸術環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体</li> <li>・生徒の状況に適した機会を確保</li> </ul>		
	文化芸術団体等、指導者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供</li> <li>・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討</li> <li>・指導者資格の取得や研修の実施の促進</li> <li>・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク</li> <li>・指導者の確保のための支援方策の検討</li> </ul>		
	活動場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定</li> <li>・社会教育施設、文化施設等の活用の促進</li> </ul>		
	大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請</li> <li>・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援</li> </ul>		
		会費や保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫する家庭への費用の支援方策の検討</li> <li>・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請</li> </ul>	
		学習指導要領等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討</li> <li>・部活動等から何える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価</li> <li>・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す</li> </ul>	



※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。  
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

# 文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）の概要【各論】



## ○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、文化芸術団体等（地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設の他、地域の社会教育施設、文化施設等も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

### 【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
文化芸術団体等の整備充実 ・ 指導者の質・量の確保方策 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの地域においても、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実が必要だが、地域文化芸術団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。</li> <li>専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。</li> <li>教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を強く希望する者もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。</li> <li>中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化庁活動の地域移行に向けた事業の充実を含む必要な予算の確保を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。</li> <li>指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。</li> <li>部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など、指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。</li> <li>希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。</li> </ul>
活動場所の確保方策 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の音楽室などとともに、社会教育施設、文化施設等の活用も考えられる。</li> <li>文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の活用を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。</li> <li>社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の利用の促進。</li> </ul>

	現状と課題	求められる対応
大会の在り方 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。</li> <li>・一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等を招いている。</li> <li>・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度以降は、国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。</li> <li>○ 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。</li> <li>○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、全国大会の在り方を見直しを要請。</li> <li>○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。</li> </ul>
会費の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。</li> <li>・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等の支援。</li> <li>○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。</li> </ul>
保険の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。</li> <li>○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。</li> </ul>
関連諸制度等の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で文化部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域で文化活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直ししていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。</li> <li>○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通して多面的に評価。</li> <li>○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。</li> </ul>

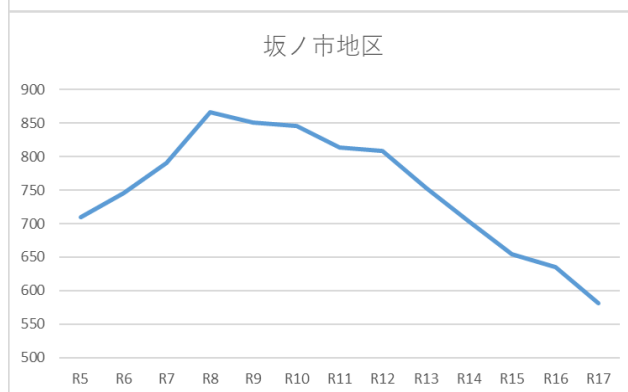
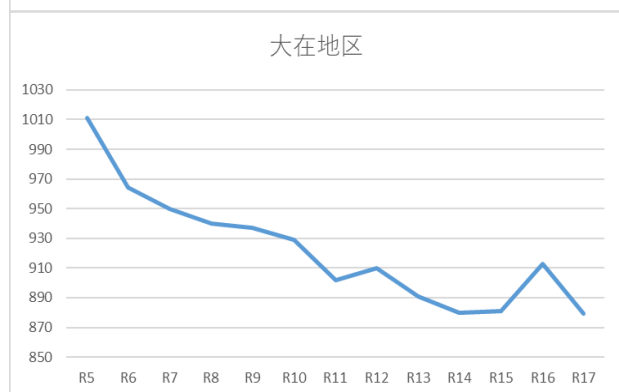
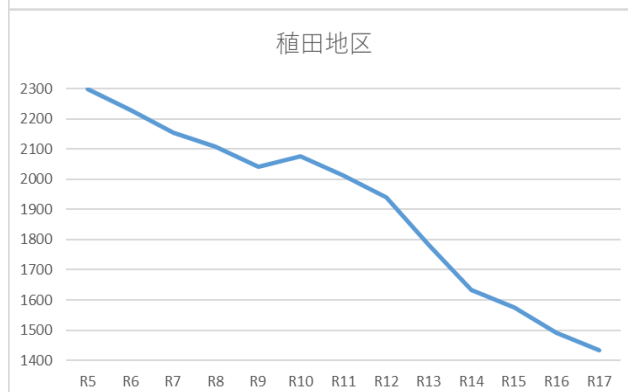
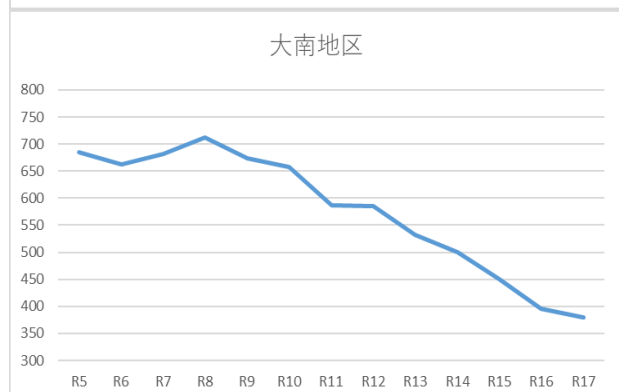
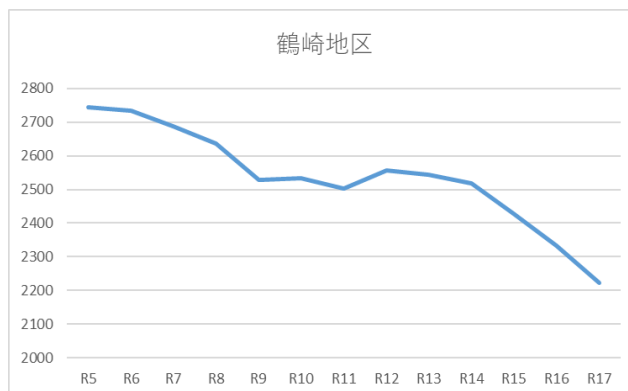
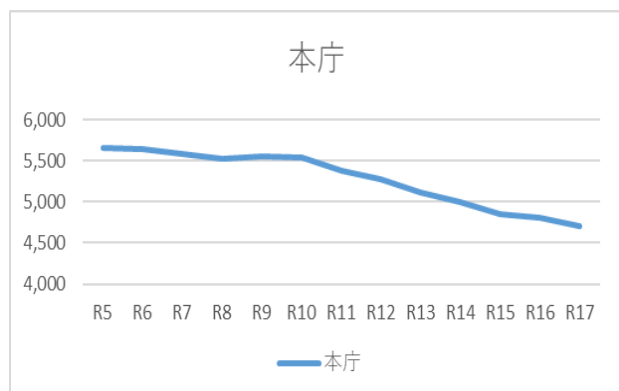
※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。  
(誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働)

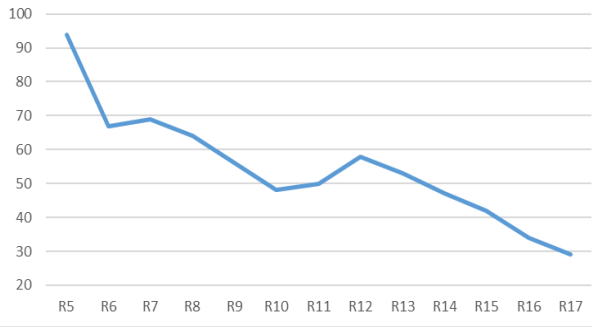
### 大分市地区別中学校生徒数年度別推移

	本庁	鶴崎	大南	植田	大在	坂ノ市	佐賀関	野津原	明野	全市
R5	5,657	2745	685	2299	1011	710	94	90	579	13,870
R6	5,649	2734	662	2230	964	746	67	79	541	13,672
R7	5,585	2688	682	2155	950	790	69	78	508	13,505
R8	5,519	2636	712	2109	940	866	64	67	510	13,423
R9	5,550	2529	673	2040	937	851	56	67	495	13,198
R10	5,537	2533	658	2075	929	846	48	68	484	13,178
R11	5,373	2503	587	2012	902	814	50	61	502	12,804
R12	5,275	2558	586	1939	910	809	58	59	506	12,700
R13	5,112	2543	532	1784	891	753	53	49	490	12,207
R14	5,000	2519	500	1632	880	703	47	54	466	11,801
R15	4,846	2427	450	1575	881	654	42	48	455	11,378
R16	4,805	2334	395	1491	913	635	34	48	456	11,111
R17	4,703	2222	379	1434	879	581	29	36	461	10,724

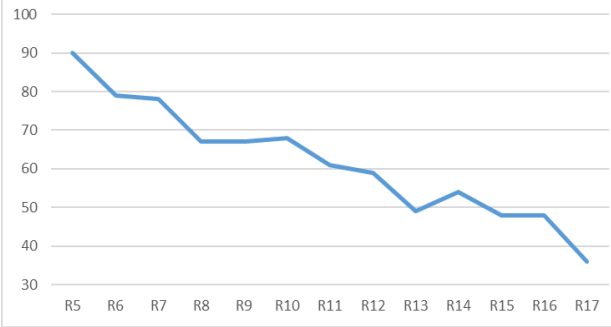
※ 大分市「地区別年齢別人口・世帯数（1歳刻み）」※住民基本台帳人口 参照



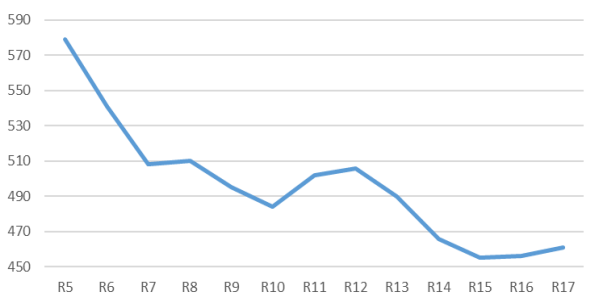
佐賀関地区



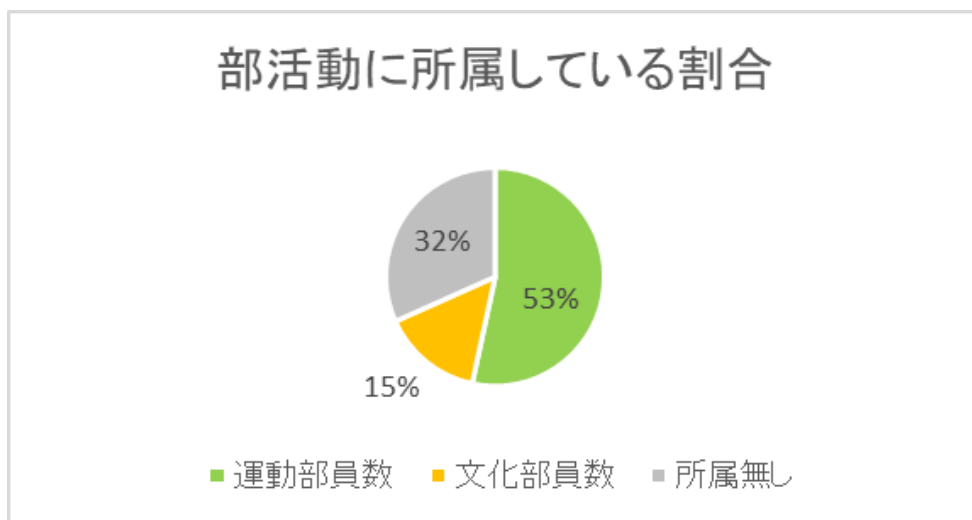
野津原地区



明野地区



### 運動系・文化系部活 人数および割合について



#### 各部活動における学校数

##### 【運動部】

学校数	陸上		新体操		体操		水泳		バレー		バスケ		サッカー		野球		ソフト	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
28	19	18	0	7	6	6	20	19	11	21	20	21	21	7	21	5	0	5
			柔道		剣道		ソフトテニス		卓球		バドミントン		ハンドボール		空手道		硬式テニス	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
			12	10	17	16	21	22	18	19	11	13	8	9	9	11	14	12

##### 【文化部】

学校数	吹奏楽	合唱	音楽	美術	茶道	演劇	囲碁
25	15	6	2	23	2	1	1



令和5年度 大分市 運動部活動 入部者数

		陸上		新体操		体操		水泳		バレー		バスケット		サッカー		野球		ソフト		柔道		剣道		ソフトテニス		卓球		バドミントン		ハンドボール		空手道		硬式テニス		男子	女子	計	部数		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
1	碩田学園	14	14					5	4			18	25	17	2	10				6	1			9	22			3	12							82	80	162	14		
2	上野ヶ丘	23	26		1	2	2	5	3		24	37	16	33		31				1		10	10	42	20		21					1	2	1	186	125	311	21			
3	王子	19	16		2			3	3	16	25	29	32	30		17				8		9	5	11	18	33	16	2	6					9	16	186	139	325	22		
4	大分西	11	2					1	3	21	28	14	11	12		30	2					4	7	11	13	28	16			1				5		138	82	220	18		
5	南大分	26	16		13		1	8	4	29	35	25	14	38	1	31	3			11	7	15	11	33	64	47	48						7	5	270	222	492	22			
6	城南	17	23					2		34	25			42	1	18	1			4				18	26											135	76	211	10		
7	滝尾	16	8			1		7	5	38	35	19	19	38	2	30	1			9	10	5	9	23		21	19	4	20	24	11			7	12	242	151	393	24		
8	城東	17	14			1		9	2	24	16	25	28	17	1	28				1	10			21	24	14	21	5	5					5	1	176	113	289	21		
9	原川		1					2	5	11	16	14	15	9	1	16						3	4	23	20	14	15				10	5	4			97	91	188	18		
10	明野	32	14		6			10	3		28	31	12	35		25			14	4	8			23	26	22	18		10	30	6	4	6	21	8	237	159	396	24		
11	鶴崎	32	21					6	5		28	24	19	34		25			3	15	1	12	8	28	15	21	30			15	12	1	1	5	2	218	145	363	24		
12	大東	47	32				1	16	6	29	33	51	43	49		30			26	5	3	6	1	78	52	34	35	3	6	39	11	7	1	29	13	423	263	686	28		
13	東陽				2			3	2		25	12	13	18		18					1	2	3	14	21	19	14			20	3			1		107	84	191	18		
14	戸次										10	33								1	2	11	8	19	22											64	42	106	8		
15	吉野	9	1									7														11	5										20	13	33	5	
16	竹中																											16	9									16	9	25	2
17	二豊														4																3						4	3	7	2	
18	判田							1	1		24	16	7	7		29					1	3	5	16	2	14	14	13	17		11	2	1	2		103	83	186	20		
19	植田	25	13			3		6			20	11	27		27								12	6	26	31	13	24	6	3							165	88	253	16	
20	植田東	9	13		2		1	11	5		29	33	19	24		17						7	14	25	23	24	20										150	126	276	17	
21	植田西	2						7	3		24	8	7	35		16	2													19	1	2	2					89	54	143	13
22	植田南	17					2	2	0	26	13	29	11	34		36				1		10	7	26	31	25	35							2	2	208	101	309	19		
23	賀来	30	12		1				1		7		21	13						3						33	25			6	1				1	1	86	69	155	14	
24	大在	40	26			4	8	11	8	29	31	41	23	26	2	36			23			6	14	54	65			17	20			5	5	12	2	281	227	508	23		
25	坂ノ市	18	9			1		7	3	37	41	37	28	17		32			6			24	4		34	39	18	6	19				5	2			223	164	387	21	
26	神崎										4														15	6	5	8						4	1			24	19	43	7
27	佐賀関																								7	7								3				7	10	17	3
28	野津原																												10	7							1	10	8	18	3
		404	261	0	27	12	15	122	66	294	501	516	381	555	10	506	9	0	72	68	35	149	116	522	557	417	402	85	137	154	66	35	27	108	64	3947	2746	6693	437		

令和5年度 大分市 文化部活動 入部者数

		吹奏楽	合唱	音楽	美術	茶道	演劇	囲碁	計	部数
1	碩田学園	40			27				67	2
2	上野ヶ丘	51			48				99	2
3	王子	59			41				100	2
4	大分西	39			30				69	2
5	南大分	49	19		76				144	3
6	城南	41			36				77	2
7	滝尾	60			54			27	141	3
8	城東	47			52				99	2
9	原川	23			11	21			55	3
10	明野	60			42				102	2
11	鶴崎	32			66				98	2
12	大東	77			67				144	2
13	東陽			31	35				66	2
14	戸次		3		21				24	2
15	吉野				13				13	1
16	竹中								0	0
17	二豊								0	0
18	判田		16		25				41	2
19	穂田	63			80				143	2
20	穂田東		8		31				39	2
21	穂田西	18			26				44	2
22	穂田南	47			36	11			94	3
23	賀束		10		24				34	2
24	大在			22	54				76	2
25	坂ノ市		18		47		39		104	3
26	神崎								0	0
27	佐賀関								0	0
28	野津原								0	0
		706	74	53	942	32	39	27	1873	50

## 部活動における外部人材の職務等について

		部活動 指導員	特別 外部指導者	外部指導者
対象となる 部活動	運動部活動	●	●	●
	文化部活動	●		
部活動の設立	顧問教員がいなくても設立可能	●		
	顧問教員が必要		●	●
指導内容 業務内容	技術指導	●	●	●
	顧問教員不在時の単独での部活動指導	●	● (休日)	
	顧問教員と同様の職務（部活動の運営管理等）	●		
練習試合	顧問教員不在時の練習試合引率	●	● (大分市内のみ)	
大会引率	中体連・中文連主催大会等以外の引率 (ただし、大会要項に基づき判断)	●	● (大分市内のみ)	
	中体連主催大会の監督・引率	● (全国まで可)	● (市・県個人種目のみ可)	● (市・県個人種目のみ可)
身分	大分市の会計年度任用職員	●		
	ボランティア（有償）		●	●
報酬 謝礼	教育委員会規定による報酬 (時給1,179円)	●		
	教育委員会規定による謝礼金（任意） (平日1回800円 土日祝日1回1,600円 上限120回)		●	
	教育委員会規定による謝礼金（任意） (1回800円 上限120回)			●
保険 災害補償	公務災害補償適用	●		
	教育委員会による傷害保険の対応		●	●
任命権	教育委員会	●		
	学校長の申請後、教育委員会が委嘱		●	●
	学校長			
配置校の決定	教育委員会	●	●	●
	校長			
任用要件	①学校教育に関する理解がある者 ②実技指導に関して専門的な知識及び技能並びに指導経験を有し、生徒へ適切に指導ができる者 ③校長の推薦を受けた者	●		
	①同一校同一部活動にて3年以上の指導経験 ②指導者資格を有する ③校長からの推薦		●	
	①外部指導者として活動している者又は過去に外部指導者として活動していた者 ②専門的な技術・指導力を備えた者 ③校長の依頼を受け、外部指導者としての活動を目指す者			●
研修会	市教委による指導者研修会参加義務	● (年2回)	● (年1回)	● (年1回)
指導者の 賠償責任	国家賠償法	●		
	個人賠償と市の任命責任・管理責任		●	●